

早川地域づくり事業協同組合 派遣職員募集要項

早川地域づくり事業協同組合は、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせ安心して働ける通年の雇用を創り出し、安定的な雇用環境を創出することでUIJターンを促進し、地域の担い手を確保するとともに地域社会の維持と地域経済の活性化を図ることを目的として、令和4年2月に設立しました。組合員が行う事業へ職員の派遣を通じて、新たな安定した雇用環境を創出し、移住、定住を促進していくことにより、人口減少対策に貢献ができればと考えております。

1. 受付期間、申込方法、提出先

申込受付期間	令和5年3月1日（水）から 随 時 午前8時30分から午後5時00分（土・日曜日、祝日を除く）
申込方法	申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて持参または郵送にて提出してください。 ① 写真1枚（3ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの）を申込書に貼付してください。 ② 下記「3.応募資格」を満たしていることを証する証明、免許等の写し ③ 納税状況証明書
申込書提出先	・持参の場合：早川地域づくり事業協同組合 ・郵便の場合：次の宛先へ送付してください。 〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住650番地 早川地域づくり事業協同組合

2. 募集職種

- ・旅館・ホテル業（ルーム係・フロント係・業務係）（深夜勤務有り）
- ・ヤマブドウ栽培業（剪定・枝止め・草刈り・収穫）
- ・林業サービス業（森林調査等業務補助・なめこ製造（仕込・採取・選別・包装））
- ・農業（圃場（ほじょう）整備・種付け・草刈り・収穫）

職場は本協同組合に加入する事業所です。

組合の派遣職員として、さまざまな職種を経験することをお勧めします。また、いろいろな職場を通じて自分の適性を知り、地域を知ることにも繋がります。

ご自身がこれまで培ってきたキャリアを活かして活躍することも期待しております。

3. 募集資格

- (1) 都市地域等に居住している方で、採用後に早川町に住民登録を移し居住できる方
- (2) 早川町に住民登録をされている方または、近隣市町村に居住している若者で、採用後に早川町に住民登録を移し居住できる人
- (3) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる人
- (4) 普通自動車免許を有し、実際に運転している人
- (5) 税の滞納がない人

※ 本組合の事業認定が確定した時点で、改めて面接の日程をお知らせいたします。

4. 雇用形態、給与、待遇、福利厚生等

雇用形態	無期雇用派遣労働者(採用の日から3ヶ月間を試用期間とする。)
給与	時間給 1,100 円 通勤手当別途支給
超過勤務	職種の組み合わせにより超過勤務が発生する場合があります。
福利厚生	加入要件を満たす場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
勤務時間、休憩時間	1日8時間勤務 休憩時間60分
休暇・休日	休日：週当たり2日、その他派遣先に準ずる 年次有給休暇等、労働基準法に基づく有給休暇有り